

# 桐生市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 桐生市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度 (30年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (令和6年度に法適用に移行予定)
処理区域内人口密度	処理区域内人口/処理区域面積 =4,162(人)/235(ha) =17.7(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	4処理区(十三塚地区、関・大久保地区、山上地区、新里南部地区)		
処理場数	4か所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	現時点では該当なし。 将来、十三塚処理区を公共下水道に接続(最適化)予定。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで : 1,000(円/月)(税抜) 従量使用料 11m <sup>3</sup> ~ : 150(円/月)(税抜)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同じ				
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同じ				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,268 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,469 円
	平成30年度	2,268 円		平成30年度	2,389 円
	令和元年度	2,310 円		令和元年度	2,391 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	正規職員1名
事業運営組織	新里支所地域振興整備課

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・処理場の運転、維持管理 ・管渠の維持管理(清掃等)
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

#### ① 経費回収率

経費回収率が下降傾向にありましたが、令和2年度に料金改定しており対策を講じた効果が今後顕在化すると予想されます。

#### ② 汚水処理原価

汚水処理原価が上昇傾向にありますが、これまでの設備投資にかかる起債償還が令和20年度までに終える予定であり、今後、年間償還額も減少傾向となるので、汚水処理原価も減少していく予定です。ただし、今後の改築・更新事業にかかる起債借り入れにより、その分が加算されることとなりますが、今後は人口動態に合わせたダウンサイジングや省エネタイプの機器選択などで効率化を図る予定です。

#### ③ 老朽化対策の取組への考え方

今後、施設の老朽化対策が必要となってきます。市では交付金対象事業を効果的に採用しながら、市の財政負担軽減を図る予定です。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

次の手順で将来の処理区域内人口を設定しました。

#### ① 行政人口(市全域)の設定

令和2年度策定の『桐生市人口ビジョン』に基づき、将来の市全域の行政人口を設定しました。

#### ② 行政人口(新里町)の設定

市全域の人口に対する新里町の行政区域人口の比率の現況(令和元年度)値から、将来の新里町の行政人口を設定しました。

#### ③ 処理区域内人口の設定

新里町の行政区域内人口に対する農業集落排水事業の処理区域内人口の比率の現況(令和元年度)値から将来値を設定しました。

現 況 : 令和元年度

- ① 行政人口(市全域) : 109,490 (人)
- ② 行政人口(新里町) : 16,391 (人)
- ③ 処理区域内人口 : 4,162 (人)

→

将 来 : 令和12年度

- ① 行政人口(市全域) : 95,564 (人)
- ② 行政人口(新里町) : 14,330 (人)
- ③ 処理区域内人口 : 3,640 (人)

## (2) 有収水量の予測

次の手順で将来の有収水量を設定しました。

### ① 将来水洗化率の設定

水洗化率(水洗便所設置済人口/処理区域内人口)の過去5か年(平成27年度から令和元年度まで)の平均から、将来の水洗化率を設定しました。

### ② 将来水洗便所設置済人口の設定

将来の処理区域内人口に将来の水洗化率を乗じて、将来の水洗便所設置済人口を設定しました。

### ③ 将来1人当たり使用水量の設定

有収水量を水洗便所設置済人口で除して算出した1人当たりの使用水量の過去5か年(平成27年度から令和元年度まで)の平均から、将来の1人当たりの使用水量を設定しました。

### ④ 将来有収水量の設定

将来1人当たりの使用水量に将来水洗便所設置済人口を乗じて、将来の有収水量を設定しました。

現況	： 令和元年度		将来	： 令和12年度
① 水洗化率	： 85.3 (%)		① 水洗化率	： 86 (%)
② 水洗便所設置済人口	： 3,549 (人)	→	② 水洗便所設置済人口	： 3,130 (人)
③ 1人当たりの使用水量	： 93 (m <sup>3</sup> /人/年)		③ 1人当たりの使用水量	： 92 (m <sup>3</sup> /人/年)
④ 有収水量	： 329,278 (m <sup>3</sup> /年)		④ 有収水量	： 287,960 (m <sup>3</sup> /年)

## (3) 使用料収入の見通し

使用料は令和2年度に料金改定を行った結果、一時的に増収となりますが、改定した使用料体系を将来も維持した場合は、人口減少に伴って減収となる見通しです。

現況	： 令和元年度		料金改定後	： 令和2年度見込み		将来	： 令和12年度
使用料収入	： 39,373(千円/年)	→	使用料収入	： 47,622(千円/年)	→	使用料収入	： 40,590(千円/年)

## (4) 施設の見通し

施設の維持管理の効率化を図るため、将来において十三塚処理区を公共下水道に接続、統合する最適化を予定しています。

## (5) 組織の見通し

令和6年4月に特別会計から企業会計に移行する予定であり、企業会計への移行後に組織統合について検討する予定です。

## 3. 経営の基本方針

### ① 接続率の向上を目指します。

農業集落排水処理施設の整備は完了しており、今後は更なる接続率の向上に努め、施設利用の促進と料金収入の増加を図ります。

### ② スtockマネジメントの取組を促進します。

処理施設(4か所)の機械・電気設備は既に標準耐用年数を超過したものもありますが、現状で大きな不具合がみられないことから、将来においても施設・設備の長寿命化対策(老朽化対策)を進め、更新費用の低減と平準化を図ることで持続可能な事業運営を目指します。

### ③ 適正な施設の維持管理を持続していきます。

良好な処理水質を確保するため適正な維持管理に努めるとともに、ライフサイクルコストの低減を踏まえた施設管理を行っていきます。また、方針②と併せて最適整備構想に基づき、施設の健全度の維持及び向上を図っていきます。

### ④ 市全体で汚水処理の効率化を図ります。

人口減少やこれに伴う使用料収入減に対応できる安定した経営基盤の確立を目指し、将来、十三塚処理区を近接する公共下水道に接続することをはじめ、下水道事業について市全体で効率化を図っていきます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標  施設整備は完了しており、計画期間においては処理施設の老朽化対策を主たる事業内容とします。また、一部の農集非処理区の統合などを検討していきます。
-----	---

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

###### ① 管渠、処理場等の建設・更新に関する取組

処理場における機械・電気設備等の改築更新については、既成最適整備構想をベースにこれまでの機器・設備における修繕・補修、故障等の状況を鑑み、維持修繕での機器・設備の長寿命化を図りながら交付金対象事業の改築・更新事業を適切に適用し老朽化対策を進めます。

管路については現時点では処分制限期間を超過している施設がごくわずかなため、本計画期間内では定期的な点検、調査を行いながら適正な維持管理に努めます。

###### ② 広域化・共同化・最適化に関する取組

公共下水道の処理区域に近接する十三塚地区の統合については、公共下水道施設への投資効果を最大限発現させるよう検討します。

###### ③ 投資の平準化に関する取組

建設改良費と修繕費を組み合わせながら、市の実質的な負担額を踏まえた投資の平準化を図ります。

その他、本計画期間内での主な資本的投資として公共下水道との接続が実現した場合の接続管路の整備などが想定されますが、具体的時期などは今後の検討必要事項となっています。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標  収益的収入において、施設の整備が完了していること、人口減少下にあること、水洗化率は86%程度でほぼ横ばい傾向であること等を踏まえると、このままでは料金収入の減少傾向が顕著になっていくと想定されます。また、汚水処理原価(資本費)が高いため、当面の間はこれまでどおり一般会計繰入金で補填します。当初設置施設にかかる地方債償還金のピークは過ぎており、今後は増加が予想される老朽化対策費を考慮しながら運営していきます。
-----	---

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

###### ① 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する取組

使用料収入は令和2年度で4,700万円ほどが見込まれており、令和2年度から新料金体系となった効果が現れる見通しで、令和元年度と比較して約800万円の増額となっています。しかしながら、令和元年度以前の料金収入は減少傾向にあり、その主たる原因は人口減少であるため今後もこのままであれば使用料収入が減少していくことが想定されます。そのため、現状の水洗化率(85%)をさらに改善し、接続率向上のための啓蒙活動を積極的に行い、料金収入の維持に努めます。

###### ② 企業債に関する取組

当初施設建設に係る地方債償還金(資本費)については既にピークを過ぎており、現借入れ分については令和20年度には完済する予定です。今後の必要投資は主に老朽化対策に係るものが考えられ、今後10年間では維持・修繕対策を主として予定しています。老朽化対策として建設改良費を使用する際は、投資が集中しないように実施地区の時期(年度)を調整し、企業債の借入れも平準化する運営を予定しています。

###### ③ 繰入金に関する取組

一般会計繰入金については、収益的支出において使用料収入でまかなえない分を補填することを想定しています。主な支出は維持管理費と支払利息であり、当初施設建設の投資に係る支払利息は今後10年でさらに減少する予定であるため、一般会計繰入金も当初施設建設に係る費用については減少します。その一方で、支出の増額要因は老朽化対策に係るものが主であるため、老朽化対策への効率的かつ効果的な投資により、一般会計繰入金の増加要因を抑制する予定です。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

###### 動力費に関する取組

・処理施設の機器・設備の更新時期において、処理水量の減少傾向を踏まえたダウンサイジングを検討していきます。

・従前の機器・設備に比べ省エネタイプの機器を選定します。特にブロワやポンプ類については高効率な機器を選定します。

**(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道の処理区域に近接する十三塚処理区の接続を行い、公共下水道施設の投資効果を最大限発現させます。
投資の平準化に関する事項	本計画期間内での主な資本的投資は処理場の一部改築更新と公共下水道との接続であり、最適整備構想や統合計画を策定し、今後の投資計画を見直していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	本年度(令和2年度)に使用料改定を行い、料金の増収が可能となりました。今後、当面の間は改正後の料金体系で運用していく予定です。しかしながら、農業集落排水の各地区においては人口減少傾向にあるため、次年度以降においては減収となることが想定されます。したがって、今後において収益の状況を踏まえながら将来的には適宜使用料の見直しを図っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	特になし
動力費に関する事項	引き続き、機器・設備の更新に合わせて省エネタイプの機器・設備の導入を検討し、動力費の節減を図っていきます。
薬品費に関する事項	単価の安い薬品の選定、まとめ買いなど、性能を維持しつつコストパフォーマンスの良いものを購入していきます。
修繕費に関する事項	今後、耐用年数を大幅に超過した機器・設備が増加し、高額な更新費は避けることができないと想定されるため、交付金対象事業の改築・更新事業を適宜組合せながら、修繕費について実質的な市の負担額を軽減していきます。
委託費に関する事項	現行の発注方式を維持しつつ、プロポーザル方式や複数年契約等の発注方式を検討していきます。
その他の取組	特になし

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。 令和6年4月予定の地方公営企業法の適用を踏まえ、少なくとも企業会計方式で1か年以上の決算を行った後、法適用企業として経営戦略を更新する予定です。その後は、おおむね5年ごとに改定していく予定です。
---------------------	--

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (予算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		H30	R1	R2											
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	223,935	219,827	208,909	203,540	200,110	181,550	173,390	158,460	153,200	140,440	134,710	128,750	119,790	
		(1) 営 業 収 益 (B)	39,883	39,373	47,622	45,540	45,210	44,550	43,890	43,560	42,900	42,240	41,910	41,250	40,590
		ア 料 金 収 入	39,883	39,373	47,622	45,540	45,210	44,550	43,890	43,560	42,900	42,240	41,910	41,250	40,590
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	184,052	180,454	161,287	158,000	154,900	137,000	129,500	114,900	110,300	98,200	92,800	87,500	79,200
	ア 国 庫 補 助 金														
	イ 他 会 計 繰 入 金	184,052	180,454	161,287	158,000	154,900	137,000	129,500	114,900	110,300	98,200	92,800	87,500	79,200	
	ウ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	129,137	120,621	127,894	117,753	114,127	110,352	107,459	105,129	102,886	100,607	98,840	97,065	95,355	
		(1) 営 業 費 用	93,895	88,675	98,502	92,400	92,070	91,410	90,750	90,420	89,760	89,100	88,770	88,110	87,450
		ア 職 員 給 与 費	8,035	6,851	7,528	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
イ そ の 他		85,860	81,824	90,974	85,000	84,670	84,010	83,350	83,020	82,360	81,700	81,370	80,710	80,050	
(2) 営 業 外 費 用		35,242	31,946	29,392	25,353	22,057	18,942	16,709	14,709	13,126	11,507	10,070	8,955	7,905	
ア 支 払 利 息		30,522	27,029	23,592	20,253	16,977	13,902	11,709	9,729	8,186	6,607	5,190	4,115	3,105	
イ そ の 他	4,720	4,917	5,800	5,100	5,080	5,040	5,000	4,980	4,940	4,900	4,880	4,840	4,800		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	94,798	99,206	81,015	85,787	85,983	71,198	65,931	53,331	50,314	39,833	35,870	31,685	24,435		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	38,781	33,775	40,917	34,832	35,450	146,150	111,830	136,902	59,940	36,093	125,516	60,153	48,842	
		(1) 地 方 債	4,000		2,900			48,400	33,400	43,900	10,600	39,600	13,400	12,300	
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	32,831	33,025	37,717	34,532	35,150	43,704	41,033	43,978	37,284	35,793	41,573	31,579	22,619
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金						53,746	37,097	48,724	11,756		44,043	14,874	13,623
	(6) 工 事 負 担 金	1,950	750	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	133,579	132,981	121,932	120,618	121,417	217,286	177,704	190,170	110,242	75,916	161,338	91,764	73,266	
		(1) 建 設 改 良 費						112,867	77,903	102,319	24,687	92,490	31,235	28,607	
		うち 職 員 給 与 費						5,375	3,710	4,872	1,176	4,404	1,487	1,362	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		133,579	132,981	121,932	120,618	121,417	104,419	99,801	87,851	85,555	75,916	68,848	60,529	44,659	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 94,798	△ 99,206	△ 81,015	△ 85,786	△ 85,967	△ 71,136	△ 65,874	△ 53,268	△ 50,302	△ 39,823	△ 35,822	△ 31,611	△ 24,424		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	1	16	62	57	63	12	10	48	74	11		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (予算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分	H30	R1	R2										
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	1	16	62	57	63	12	10	48	74	11
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	1	16	62	57	63	12	10	48	74	11
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	85.2	86.7	83.6	85.4	85.0	84.5	83.7	82.1	81.3	79.6	80.3	81.7	85.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	39,883	39,373	47,622	45,540	45,210	44,550	43,890	43,560	42,900	42,240	41,910	41,250	40,590
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	1,195,429	1,062,448	940,517	822,799	701,382	596,963	545,562	491,111	449,456	384,140	315,292	294,363	263,104

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分													
収 益 的 収 支 分	184,052	180,454	161,287	158,000	154,900	137,000	129,500	114,900	110,300	98,200	92,800	87,500	79,200
うち基準内繰入金	131,424	127,360	107,807	106,340	103,260	85,400	77,940	63,360	58,800	46,740	41,360	36,100	27,840
うち基準外繰入金	52,628	53,094	53,480	51,660	51,640	51,600	51,560	51,540	51,500	51,460	51,440	51,400	51,360
資 本 的 収 支 分	32,831	33,025	37,717	34,532	35,150	38,329	37,323	39,106	36,108	35,793	37,169	30,092	21,257
うち基準内繰入金	32,831	33,025	37,717	34,532	35,150	38,329	37,323	39,106	36,108	35,793	37,169	30,092	21,257
うち基準外繰入金													
合 計	216,883	213,479	199,004	192,532	190,050	175,329	166,823	154,006	146,408	133,993	129,969	117,592	100,457

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

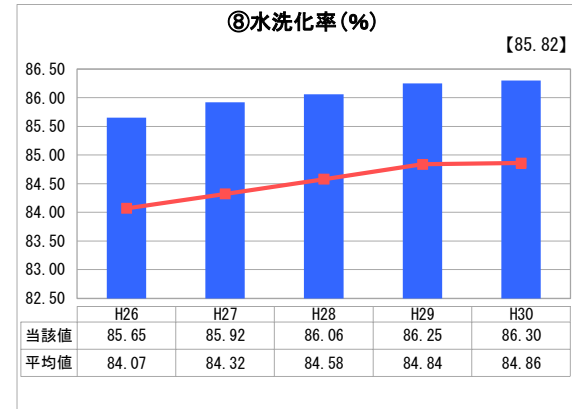
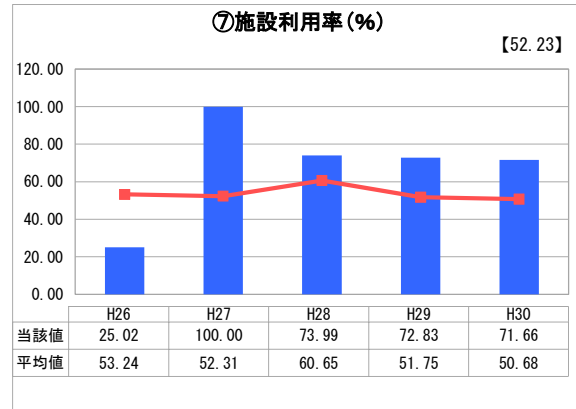
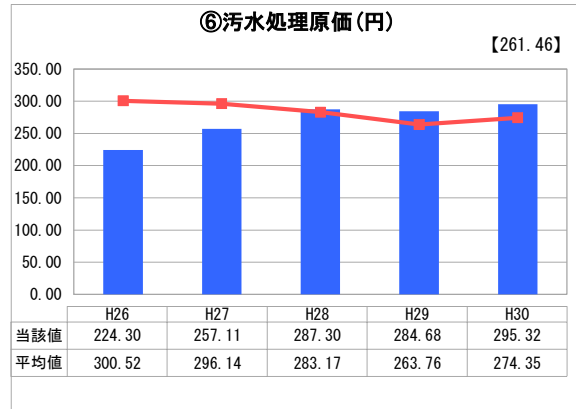
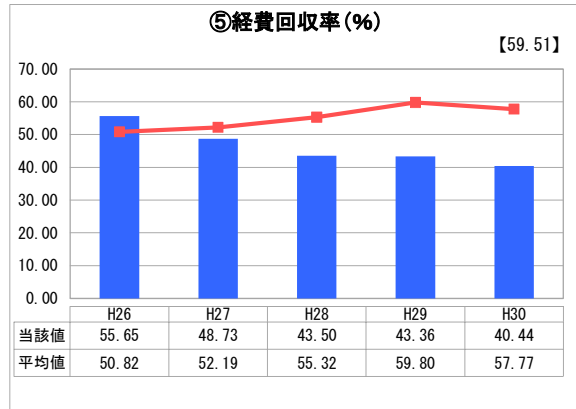
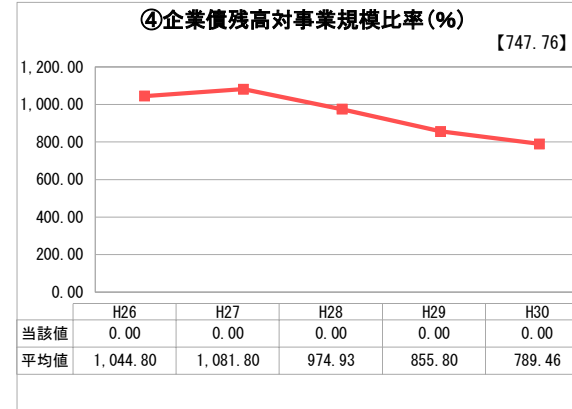
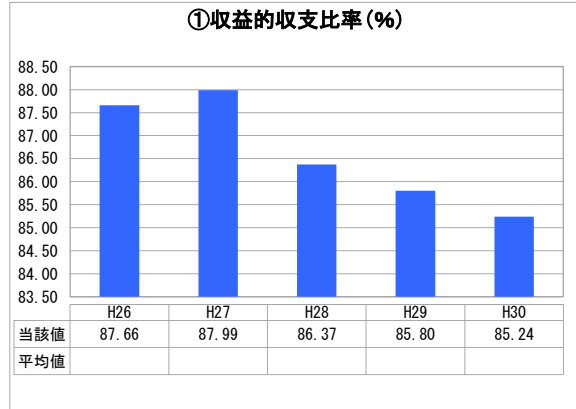
群馬県 桐生市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	3.76	86.56	2,268

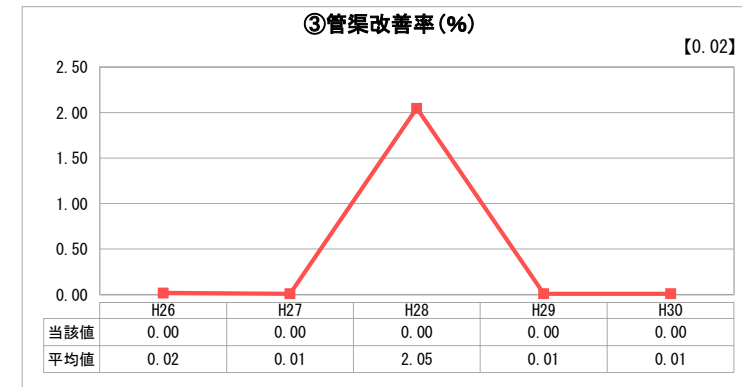
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
112,032	274.45	408.21
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,184	2.35	1,780.43

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

下水道に流れ込む汚水を処理するため、様々な設備の維持管理が必要となりますが、これらの経費(含む借入返済金)は利用者の方々からの使用料で賄うことになっています。この使用料(収入)と維持管理費(支出)のバランスを示す指標として、収益的収支比率があります。当該指標は100%で収入=支出となりますが、現在85.24%と採算が取れていない状況です。この主な要因は以下のとおりです。

【収入面】  
使用料水準は国が示す方針に満たないものの「経費回収率⑤」から見て、類似団体と比較すると低い状況です。人口が少ない地域での下水道整備のため、人口が多い地域と比べ、同じ工事しても下水道へつないでいただける方の人数が少ないことから、使用料総額は少ない状況です。  
・H30使用料総額 39,883千円  
・1か月20m<sup>3</sup>当たり家庭料金2,268円(国方針3,000円)  
・経費回収率40.44%⇨類似団体57.77%(100%が適正)

【支出面】  
1. 設備投資に伴う借入返済が多額であること。  
H30返済額：133,579千円  
2. 維持管理に多額の費用を要する処理場を4つ有していること。(全て市運営処理場)  
H30処理場維持管理費 78,663千円  
水洗化率は増加傾向にあり施設の効率性も類似団体と比較すると僅かに高いが、有収水量の増加にはつながらず、収入が確保できていないのが現状です。

### 2. 老朽化の状況について

下水道の主な設備の耐用年数は、下水道管や処理場の建物が概ね50年、処理場で使用している機械類が概ね15年となっています。  
処理場に係る設備は20数年が経過しており、中でも機械類の多くは耐用年数を過ぎている状況です。

このような状況下、各処理場・下水道管においての事前調査、更新工事ともに未着手であるため、「③管渠改善率」の当該値はゼロとなっています。なお、類似団体においても、老朽化した下水道管の更新は進んでいない状況です。

なお、有形固定資産減価償却率と管渠老朽化率が「該当数値なし」となっている要因は、設備(資産)調査を行っておらず、減価償却費の算出ができていないためです。

## 全体総括

下水道事業を取り巻く環境が厳しい状況を勘案し、以下の取組を行っていきます。

- 官公庁会計から企業会計への移行準備  
現在の会計方式は単式簿記であるため、正確な損益や資産内容を把握していない状況です。よって、経営内容の実態を把握し、経営改善に向けた基礎を築くため、企業会計への移行を図ります。
- 経営戦略策定に向けた準備  
収入面において、使用料収入が不足しており、H29.10から段階的に使用料金の改定を行っております。支出面においては、老朽化対策等の莫大な工事費を要するものが見込まれています。このような現況下、明確な経営見通しがかめていないため、収入確保(使用料改定)と支出抑制(更新規模の見直し)を実現可能なものとし、今後の経営を示せるよう準備を進めます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。